

令和5年度 第2回宗谷保健医療福祉圏域連携推進会議

- 日時 令和5年(2023年)9月21日(木) 10時00分～
- 場所 稚内保健所2階6号会議室
- 議事
 - 1次期「北海道医療計画」について
 - 2次期「北海道感染症予防計画」について
 - 3次期「介護保険事業(支援)計画」について
 - 4宗谷高齢者保健福祉圏域連携推進会議の開催結果について
 - 5医師の働き方改革の取組状況について
 - 6宗谷圏域の公立病院経営強化プラン策定状況について

○議事

議題1 次期「北海道医療計画」について

(1) 事務局から資料1-1、1-2、1-3、1-4に基づき説明

◆次期「北海道医療計画」について

医療計画は、国が定める基本方針に即し、地域の実情に応じて当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもので、医療圏の設定や、基準病床数の算定、5疾病6事業及び在宅医療等を記載することとなっている。

策定スキームについて、医療法に基づき、本道の医療提供体制の確保を図るための計画として策定したものであり、国の総合確保方針において「医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することができるよう、関係者による協議の場を設置することが重要」とされている。

策定に当たり、国が示す「医療計画作成指針」などを踏まえつつ、関連計画との整合性を確保しながら策定する必要があり、連携推進会議は「関係者による協議の場」として位置づけられている。

スケジュールとしては、11月に計画素案としてまとめ、パブリックコメントや2回目の協議の場を経て、2月には計画案として取りまとめ、年度内に計画を改定することとしている。

素案策定以降は圏域ごとに定める地域推進方針の見直しを進め、来年9月末までに取りまとめる。宗谷圏域においても今後地域推進方針の見直しを進めていくことになるので、協力願いたい。

医療計画の概要について医療圏の設定、基準病床数の算定、5疾病6事業及び在宅医療等を記載することとなっている。

◆次期「北海道医療計画」骨子について

次期医療計画の骨子について、基本的な構成は現行計画から変更はなく、

国の指針に基づき、新しい項目を盛り込むこととし、「訪問看護ステーション」について「訪問看護事業所」に変更、「新興感染症発生・まん延時における医療」を追加している。また、国の指針において慢性閉塞肺疾患対策及び慢性腎臓病対策を追加している。

策定年度が異なることにより別冊としていた、医師確保計画及び外来医療計画を一体化したことにより章立てを追加した。これに伴い、外来医療提供体制を追加し、現行計画において記載していた圏域ごとの「不足する外来医療機能及び対応方針」については「地域推進方針」と併せて検討する。

医療計画については、今後の計画素案や「地域推進方針」の策定を見据え、圏域における現状や課題について、共有、意見交換を図りたい。

◆「介護施設・在宅医療（訪問診療）の新たなサービス必要量の再推計について

次期医療計画策定に関連し、在宅医療の需要については、療養病床の転換に関する状況等を踏まえ、計画策定時に推計することとしている。また、第9期の介護保険事業支援計画の策定作業を進められていることから、介護のサービス量の見込みと整合性を確保しながら、推計を行うこととしている。需要推計は「高齢化による増加見込み」に訪問診療、介護施設で対応する需要分についての在宅医療の需要分を推計した「新たなサービス必要量」を加えることとしている。

現在の北海道医療計画策定時に地域医療構想の伴い、地域における在宅医療等の受け皿の確保を図るため、医療計画と介護保険事業（支援）計画において整備目標を定め、その整合性を図ったが、第9次介護保険事業（支援）計画の作成に際しても、その整合性を図る必要がある。

具体的な整備目標の算定方法等については、今後、道本庁において決定し、各市町村に通知するとともに、結果については2回目の協議の場で報告する。

道内の在宅医療の移行分については、道において調整中となっているが、調整次第、早々に関係各所にお知らせするとともに、各圏域における「高齢者保健福祉連絡協議会の場」において、具体的に協議する。

(2) 質疑応答（有・無）

議題2 次期「北海道感染症予防計画」について

(1) 資料2-1、2-2に基づき説明

◆次期「北海道感染症予防計画」について

令和4年12月に成立した改正感染症法により、次の感染症危機に備えるため、都道府県は今年度中に「感染症予防計画」を策定することとされている。現行の計画からの変更点は大きく3点。

1 点目は保健、医療提供体制に関する記載事項を充実すること。

2 点目は新たな感染症の発生、まん延時に速やかに医療提供体制を整えるため、必要な数値目標を定めること。

3 点目は保健所設置市についても都道府県の計画を踏まえ、新たに予防計画を策定すること。

この予防計画について、医療法に規定する「医療計画」及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する「都道府県行動計画」との整合性の確保を図らなければならないこととされている。また、都道府県はこの「感染症予防計画」を策定するにあたり、国が定める基本指針に則して策定することとされている。

現行の計画からの変更点として、検査の実施体制、患者の移送体制、宿泊施設、宿泊療養・自宅療養などの確保を盛り込むこととされている。

次期計画は「令和6年～令和11年」までの6年間を計画期間としている。

予防計画の「検討スケジュール」は、9月第3回定例道議会において計画骨子（案）を報告し、10月計画素案を協議、令和6年2月令和6年第1回定例道議会へ計画案を報告し、3月には計画を策定することとなっている。

◆「計画の概要」について

「感染症予防計画の位置付け」として、1点目は感染症予防の総合的な推進を図るための基本計画であること。2点目は新興感染症の発生・蔓延時における保健・医療提供体制を盛り込んでいること。3点目は特定感染症や本道の地域特性を踏まえた感染症対策を規定することとされている。

また「予防計画の特徴」は、1点目、平時から関係機関相互の連携強化を図る場として「北海道感染症対策連絡協議会」を位置付けたこと。2点目、新興感染症の発生時に速やかに保健・医療提供体制が整備できるよう、数値目標を設定したこと。3点目、これまでの新型コロナの対応を踏まえて、医療提供体制のほか、宿泊療養、移送、人材育成などについても盛り込み、より総合的に感染症対策を掲載していくこととしている。

(2) 質疑応答（有・無）

議題3 次期「介護保険事業（支援）計画」について

(1) 資料3に基づき説明

令和6年度からスタートする第9期計画期間中には、団塊の世代が全員75

歳以上となる 2025 年を迎えることとなるため、地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を捉えつつ、地域の実情や課題に対応した中長期的な目標を設定し計画期間内に必要となるサービス見込み量を示すとともに、道が取り組むべき方策を明らかにし、道における地域包括ケアシステムの構築を目指す。

計画の内容に関する基本的事項について、介護サービス基盤の計画的な整備、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切にとらえて既存施設、事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じた介護サービスが提供されるよう、全道域及び高齢者保健福祉圏域で必要な調整を行い、着実に基盤整備を進める。

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み。地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となりうるものであり、制度分野の枠や、支える側、支えられる側という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取り組みを促進する観点から、総合事業の充実に取り組む。

地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進、介護人材を確保するため処遇の改善、人材育成の支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受け入れ環境整備などの取り組みを総合的に実施するとともに、生産性向上に資する、様々な支援施策を総合的に推進する。

これらを踏まえ計画を作成していく。

(2) 質疑応答 (有・無)

議題 4 宗谷高齢者保健福祉圏域連絡協議会の開催結果について

(1) 資料 4 に基づき説明

7 月に宗谷高齢者保健福祉圏域連絡協議会を书面開催し、圏域のサービス事業の調整を行い、特別養護老人ホームについて、2 件の増床と減床の提案があった。1 つは、稚内市特別養護老人ホーム富士見園で、今までの 83 床から 90 床に増床する。2 つめは、中頓別町の特別養護老人ホーム長寿苑で、人材逼迫のため 55 床を 50 床に減少する要望があった。協議の結果、賛同を得て、承諾をした。

(2) 質疑応答 (有・無)

議題 5 医師の働き方改革の取組状況について

議題 6 宗谷圏域の公立病院経営強化プラン策定状況について

(1) 資料 5、資料 6 に基づき説明

◆市立稚内病院

ガイドラインで新たに追加された、医師、看護師の確保、働き方改革への対応の項目で、基幹病院の位置づけが明記され、基幹病院の役割として地域全体における医師・看護師の派遣勤務機能が期待されるが、現状慢性的な人材不足で、他の医療機関への派遣をするのは難しい状況。また、10月から6階北南病棟2病棟を統合して、内科を23床旧床して60床1病棟化に縮小する予定。派遣機能について現状大きな課題を抱えている状況。

こまどり病院に関して、看護師不足の影響で現在は外来診療のみで継続している。今後も看護師不足の解消のめどが立たないという現状にあるので再開は難しい。また施設の老朽化も進んでいるので、再開するとしても大掛かりな改修工事が必要になるという状況も鑑み、こまどり病院自体を今後どうするかも含めプランの策定作業に合わせて検討を進めている。

◆猿払村国民健康保険病院

5月にコンサルに委託をかけ、素案を作成し手直しをして、理事者に説明後12月に1回目の議会に報告を考えている。最終的に3月に委員会に報告しプランの策定が終わる予定となっている。

医師の働き方改革に係る取組状況について、7月に労基に宿日直許可を申請し、9月に宿日直許可が下りている。来月以降に旭川医大と調整を行う予定となっている。

求人状況は来年度くらいまでに看護師の数は充足しそう。11月からは2名体制となるので充足しそうなところです。放射線技師と臨床検査技師の部分が再任用やパートタイムの方なのでその部分を今後、養成校のページに載せて採用に向けて進めて言っている状況。

◆浜頓別町国民健康保険病院

公立病院の経営強化プランの策定の進捗状況について、7月に策定業務委託で進め、現在はその素案が出来上がり、内容について9月下旬に打ち合わせを行う。

強化プランの素案の内容について、第1章計画策定の趣旨や期間、内容について、第2章現状の分析について外部環境と内部環境に分けて分析。第3章で強化プランの概要を記載する、3章立ての強化プランを考えている。今後のスケジュールについて、12月ごろの完成を目指している。来年度予算のうちの病院の予算との整合性を図りながら進めていく。強化プラン完成後、地域連携会議や委員会に図りながら、令和6年3月策定を考えている。

医師の働き方改革の取組状況について、7月に監督署と協議をしている中で、働き方や給与等を監督署に文章で確認した。その中で管理監督者について、口頭で浜頓別国保の書いた内容であれば管理監督者だと思おうという旨の回

答があり、これをもって常勤医師については管理監督者という認識をしたので、36協定の締結はせず、宿直許可も必要ないという認識を持っている。その他の出張医師、土日の先生も含めて、今の想定では宿日直許可の予定はない。

求人に関して、道や地域の医療財団等に医師の求人状況を確認をしたが、厳しい状況である。北海道は医師の求人バンクがあるが、マッチングできない状況がある。これは薬剤師についても医師会に確認したが同様に厳しい状況である。退職が近い人もいるので随時求人をしていく。看護師について、宗谷地域に行く人がいないという現状を聞いた。随時求人活動実施していく。

◆枝幸町国民健康保険病院

経営強化プランの関係について、コンサル会社に作成依頼をし、1月の理事社最終報告に向けて取組を行っている。また、前回の連絡協議会の中で報告した、一般病床の増床・療養病床の減少ということで、それを踏まえた中で経営強化プランを作成している段階である。

働き方改革については、9月の月上旬に再度、労働基準監督署に行き協議を行っている最中である。

◆利尻島国保中央病院

経営強化プランについて、コンサルとともに案を作成し、9月末までに2回目の意見交換を行う。意見交換の後、理事社、役場含めて6月に1回目、9月末までに2回目を実施する予定となっている。スケジュールについて、12月の議会報告を受け、意見交換を詰めて最終調整後3月の議会承認を得て、策定完了という流れで決めていく。

プランの内容について、島内の医療機関介護含め、どう連携していくのかという内容。建物が37年経過し老朽化しているので、造り直すか改築するかを詰めている最中となっている。

医師の働き方改革について、宿日直許可を得て、A水準で進めている。

求人についてについて、看護師が11月末に三名退職するので、随時求人している状況。臨床検査技師が育休でしばらく戻って来る予定がないので、求人をかけている状況である。

(2) 質疑応答 (有・無)